

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

いこいの村大和高原事業者選定委員会を設置し、いこいの村大和高原に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の追加

(1) 旅券法及び旅券法施行規則に基づく一般旅券の発給の申請の受理等に係る知事の権限に属する事務を橿原市が処理することとした。

(2) 不動産登記法に基づく登記の嘱託に係る知事の権限に属する事務を関係市が処理することとした。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づく精神通院医療に係る支給認定等の調査に係る知事の権限に属する事務を関係市町村が処理することとした。

2 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十九年 度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・七五月分

(2) 平成三十年度以降

六月期 一・五五月分 ↓ 一・五七五月分

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・七二五月分

第二 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十九年 度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・七五月分

(2) 平成三十年度以降

六月期 一・五五月分 ↓ 一・五七五月分

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・七二五月分

第三 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十九年 度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・七五月分

(2) 平成三十年度以降

六月期 一・五五月分 ↓ 一・五七五月分

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・七二五月分

第四 教育長の給与等に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十九年 度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・七五月分

(2) 平成三十年度以降

六月期 一・五五月分 ↓ 一・五七五月分

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・七二五月分

第五 施行期日等

1 平成二十九年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)、第三の(2)及び第四の(2)は、平成三十年四月一日から施行することと

した。

2 第一の(1)、第二の(1)、第三の(1)及び第四の(1)は、平成二十九年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改正することとした。

2 諸手当の改定

初任給調整手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一三、八〇〇円 ↓ 四一四、三〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五〇、六〇〇円 ↓ 五〇、七〇〇円

(2) 勤勉手当(平成二十九年度)

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・八五月分 ↓ ○・九五月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 一・〇五月分 ↓ 一・一五月分

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・四月分 ↓ ○・四五月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 ○・五月分 ↓ ○・五五月分

(3) 勤勉手当(平成三十年以降)

ア 再任用職員以外の職員

(7) 特定幹部職員以外の職員

六月份 ○・八五月份 ↓ ○・九月份
十二月份 ○・九五月份 ↓ ○・九月份

(4) 特定幹部職員

六月份 一・〇五月份 ↓ 一・一月份
十二月份 一・一五月份 ↓ 一・一月份

イ 再任用職員

(7) 特定幹部職員以外の職員

六月份 ○・四〇月份 ↓ ○・四二五月份
十二月份 ○・四五月份 ↓ ○・四二五月份

(4) 特定幹部職員

六月份 ○・五〇月份 ↓ ○・五二五月份
十二月份 ○・五五月份 ↓ ○・五二五月份

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改正することとした。

2 期末手当（平成二十九年）

十二月份 一・六二五月份 ↓ 一・六七五月份

3 期末手当（平成三十年以降）

六月份 一・六二五月份 ↓ 一・六五月份
十二月份 一・六七五月份 ↓ 一・六五月份

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改正することとした。

2 期末手当（平成二十九年）

十二月份 一・六二五月份 ↓ 一・六七五月份

3 期末手当（平成三十年以降）

六月份 一・六二五月份 ↓ 一・六五月份

十二月期 一・六七五月分 ↓ 一・六五月分

第四 施行期日等

- 1 平成二十九年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の2の(3)、第二の3及び第三の3については、平成三十年四月一日から施行することとした。
- 2 第一の1及び2の(1)並びに第二の1並びに第三の1については平成二十九年四月一日から、第一の2の(2)、第二の2及び第三の2については同年十二月一日から適用することとした。
- 3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 退職手当の支給水準引下げ
退職手当について、奈良県職員に対する退職手当に関する条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乘じる調整率を百分の八十七から百分の八十三・七に引き下げることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
平成三十年一月一日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育児休業をすることができる職員の追加
2に該当する場合において、養育する子が二歳に達する日までに、任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員を、育児休業をすることができる職員に追加することとした。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の条例で定める場合
地方公務員の育児休業等に関する法律の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間において2に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつ

て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するときとすることとした。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

1 奈良県税条例の一部改正

自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により同法に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による移転登録の申請をし、併せて奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により同条例に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う際に自動車取得税を納付する場合においては、証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができることとした。

2 奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(1) 自動車税の環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により同法に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による移転登録の申請をし、併せて奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により同条例に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う際に自動車税の環境性能割を納付する場合においては、証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当

する現金を納付することができるとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成三十年二月五日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 題名の改正

題名を「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例」に改めることとした。

2 目的

この条例の目的を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）に規定する地域経済牽引事業（以下「地域経済牽引事業」という。）の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の対象となる区域（以下「促進区域」という。）内において、法に規定する承認地域経済牽引事業（法の主務大臣が定める基準に適合することについて法の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した法に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）について、県税の課税免除をすることにより、地域経済牽引事業の促進を図ることとした。

3 不動産取得税の課税免除

知事は、促進区域内において当該促進区域に係る法の規定による基本計画の同意（当該同意が平成三十一年三月三十一日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して五年以内に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得について

は、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税免除をすることができるとした。

4 固定資産税の課税免除

知事は、促進区域内において同意日から起算して五年以内に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する構築物（当該対象施設の用に供する部分に限り、かつ、同意日以後に取得したものに限り。）に対して県が課する固定資産税の課税免除をすることができるとした。

5 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、平成二十九年九月二十九日から適用することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する条例

1 奈良県労働会館条例の一部改正

- (1) 労働会館の使用料について、規則で定める場合には、後納することができるとした。

- (2) 中和労働会館の使用料は、次のとおりとすることとした。

種 別	使 用 区 分				
	午前	午後	午前・ 午後	夜間	午後・ 夜間
会議室 A	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午後一時から 午後九時まで
	五、一	五、一	一〇、	六、一	一一、
	四〇円	四〇円	二八〇 円	七〇円	三一〇 円
					一六、 四五〇 円

会議室 B	二、五 七〇円	二、五 七〇円	五、一 四〇円	三、〇 八〇円	五、六 五〇円	八、二 二〇円
会議室 C	二、五 七〇円	二、五 七〇円	五、一 四〇円	三、〇 八〇円	五、六 五〇円	八、二 二〇円

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 奈良県産業会館条例の一部改正

中和労働会館の移転に伴い、奈良県産業会館の会議室等の一部を廃止することとした。

3 施行期日等

- (1) 平成三十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

1 趣旨

この条例は、国民健康保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、県が行う国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 国民健康保険給付費等交付金 法に規定する国民健康保険給付費等交付金をいう。

イ 普通交付金 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「政令」という。）に規定する普通交付金をいう。

ウ 特別交付金 政令に規定する特別交付金をいう。

エ 国民健康保険事業費納付金 法に規定する国民健康保険事業費納付金を

いう。

3 国民健康保険保険給付費等交付金の交付

県は、毎年度、市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付することとした。

4 国民健康保険保険給付費等交付金の種類

(1) 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とするものととした。

(2) 普通交付金は、政令に掲げる費用を勘案して、知事が定めるところにより、市町村に対して交付することとした。

(3) 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が定めるところにより、市町村に対して交付することとした。

ア 法の規定により、国が市町村の取組を支援するために県に交付する額のうち、県内の市町村の取組に応じて交付する額

イ 法の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、市町村の財政の状況その他の事情を勘案して、知事が定めるところにより、県内の市町村に対する交付に充てる額

ウ 法に規定する額の合算額のうち、県内の市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

エ 政令の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

5 国民健康保険事業費納付金の徴収

県は、毎年度、市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとすることとした。

6 国民健康保険事業費納付金の額の算定等

県は、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が定めるところにより、市町村に対して通知するものとするものとした。

7 医療費指数反映係数

(1) 政令に規定する医療費指数反映係数に係る条例で定める基準は、市町村間における年齢調整後医療費指数（政令に規定する年齢調整後医療費指数をいう。）の格差その他の事情を反映しないこととした。

(2) 政令の規定による医療費指数反映係数は、零とすることとした。

8 一般納付金所得係数

(1) 政令に規定する一般納付金所得係数に係る条例で定める基準は、政令の規定により読み替えられた政令に規定する額を政令の規定により読み替えられた政令に規定する額で除して得た数とすることとした。

(2) 政令の規定による一般納付金所得係数は、一とすることとした。

9 一般納付金所得等割合

政令の規定による一般納付金所得等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令の規定により読み替えられた政令に掲げる数とすることとした。

10 一般納付金被保険者数等割合

政令の規定による一般納付金被保険者数等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令に掲げる数とすることとした。

11 一般納付金被保険者均等割指数

(1) 政令に規定する一般納付金被保険者均等割指数に係る条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満とすることとした。

(2) 政令の規定による一般納付金被保険者均等割指数は、〇・七とすることとした。

12 後期高齢者支援金等納付金所得係数

(1) 政令に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数に係る条例で定める基準は、政令の規定により読み替えられた政令に掲げる額を政令の規定により読み替えられた政令に掲げる額で除して得た数とすることとした。

(2) 政令の規定による後期高齢者支援金等納付金所得係数は、一とすることとした。

13 後期高齢者支援金等納付金所得等割合

政令の規定による後期高齢者支援金等納付金所得等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令の規定により読み替えられた政令に掲げる数とすることとした。

14 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合

政令の規定による後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令に掲げる数とすることとした。

15 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数

(1) 政令に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係る条例で定める範囲は、零を超え、かつ、一未満とすることとした。

(2) 政令の規定による後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、○・七とすることとした。

16 介護納付金納付金所得係数

(1) 政令に規定する介護納付金納付金所得係数に係る条例で定める基準は、政令に掲げる額を政令に掲げる額で除して得た数とすることとした。

(2) 政令の規定による介護納付金納付金所得係数は、一とすることとした。

17 介護納付金納付金所得等割合

政令の規定による介護納付金納付金所得等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令に掲げる数とすることとした。

18 介護納付金賦課被保険者数等割合

政令の規定による介護納付金賦課被保険者数等割合に係る条例で定める数は、各市町村につき、政令に掲げる数とすることとした。

19 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

20 施行期日等

(1) この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) 6による国民健康保険事業費納付金の額の算定及び市町村に対する通知は、この条例の施行前においても、6の例により行うことができることとした。